



子育て

遺児手当

対 市内在住で、父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童の扶養者

支給額 児童1人につき月額3,000円 ※年3回、7月(4～7月分)、11月(8～11月分)、3月(12～3月分)に支給します。

申請に必要なもの 死亡を証明する書類(亡くなった人の住民票除票、戸籍謄本等)、扶養を証明する書類(マイナ保険証など)、通帳又はキャッシュカード

申・問 こども支援課

☎21-1461

☎23-2239



市HP

全国ひとり親世帯等調査

対 令和8年11月1日現在、調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯(市内の全てのひとり親世帯等を対象とするものではありません)。

内 この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯(養育者世帯)の生活実態を把握し、ひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。調査票に記入された事柄は、集計され、統計のためだけに用いられ、統計上の目的以外に資料を用いることは法律(統計法)で固く禁じられています。調査の対象となった世帯には、調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

問 こども支援課

☎21-1461 ☎23-2239

11月は「いじめ撲滅強調月間」

いじめられたこどもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

問 県青少年課 ☎048-830-2907



埼玉県マスコット「コバトン」



市HP(相談窓口一覧)

11月は児童虐待防止推進月間

「189(いちはやく) 気づいたあなたに できること」

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。あなたの電話1本で救われるこどもがいます。

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、やけどを負わせるなど

性的虐待 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、不潔にする、医療機関に連れて行かない、こどもを車内に放置するなど

心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間の差別扱い、こどもの目の前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど

通告・通報ってどういうこと?

虐待を受けているこどもに関する相談や情報提供をすることです。虐待の証拠がなくても「虐待の疑い」があれば情報提供していただいて構いません。通報者の秘密は守られます。匿名での情報提供も可能です。

児童虐待通報ダイヤル

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

県虐待通報ダイヤル ☎#7171

市こども虐待相談ダイヤル(こども支援課こども家庭センター) ☎81-5750

平日 午前8時30分～午後5時15分

川越児童相談所 ☎049-223-4152

平日 午前8時30分～午後6時15分

警察署 ☎110(現場急行が必要な場合)

県 のLINE相談「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」

秘密は守られます。ひとりで悩まず、まずは相談してください。

平日 午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日は午後5時まで(年末年始を除く)

オレンジリボンを知っていますか?

オレンジリボン運動は「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色はこどもたちの明るい未来を表しています。市でも、11月に「オレンジリボンキャンペーン」として総合会館の花壇にオレンジの草花を植え啓発を行います。



オレンジリボン

共通事項

問 こども支援課 ☎81-5750 ☎23-2239



親子で遊ぼう会12月



保育園 1歳児前半サークル

日 1・8・15・22日(火)全4回

時間 午前10時～11時

場 まつやま保育園

対 市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない1歳児(令和7年6月1日～12月31生まれ)と保護者

定 親子6組(申込順)

内 ふれあい遊び、足型スタンプ製作、おもちゃ作り、身体測定

申 11月6日(金) 午前9時30分から電子申請で申込み。なお、電子申請が使えない人は電話で平日午前9時30分～午後4時にまつやま保育園へ。



初参加



2回目以降参加

支援センター室開放・園庭開放

日 毎週月・水・金曜日(30日(水)は除く) 午前9時～正午、午後2時30分～4時30分

※園庭開放は園の行事により、時間が変更になる場合があります。

場 まつやま保育園(駐車場なし)

対 市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者

申 当日受付

問 まつやま保育園 ☎22-1194 ☎22-7904



こども医療費

対 市内に住民登録がある18歳到達後の最初の3月31日までのこども

助成開始日

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、出生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、出生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元にこどもの保険情報を確認できるものがない場合でも、仮申請ができますので必ず15日以内に手続きをしてください。

受給資格証の交付に必要なもの

こどものマイナ保険証(こどものマイナンバーカードと資格情報のお知らせ)、保護者(原則被保険者)名義の通帳、保護者及びこどものマイナンバーカードなど(個人番号を確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の顔写真入りのもの)

※マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書等のこどもの保険情報を確認できるものが必要です。なお、保護者やこどもが外国籍の人は在留カード又は特定在留カードが必要です。

住所や保険情報が変わったら

転居、転職で住所や保険情報が変わった場合には、変更届が必要です。

変更届に必要なもの：こどもの保険情報が確認できる

もの(マイナ保険証または資格確認書等)、こども医療費受給資格証

※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

学校だけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払い後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要な事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、こども支援課又は各市民活動センターに提出してください。

申・問 こども支援課 ☎21-1461 ☎23-2239



市HP